

北海道告示第10634号

漁業災害補償法（昭和39年法律第158号）第108条第5項において準用する同法第105条の2第3項の規定による届出があった次の区域及び区分に係る特定第2号漁業者の共済契約の締結の申込みの同意について、同法第108条第5項において準用する同法第105条の2第4項の規定により同法第108条第2項に規定する要件に適合するものと認める。

令和6年4月12日

北海道知事 鈴木直道

区域	区分
えさん区域（えさん漁業協同組合の地区）	総トン数4トン未満の漁船による小型漁船漁業（1及び5に掲げる漁業以外の漁業をいう。） ※1及び5に掲げる漁業とは、 1 総トン数20トン未満の漁船によるすけどうだら刺し網漁業 5 いか釣り漁業及びまぐろはえ縄漁業を合わせ営む小型漁船漁業（1に掲げる漁業以外の漁業をいう。）をいう。
えりも区域（えりも漁業協同組合の地区）	総トン数10トン以上20トン未満の漁船による漁業（1に掲げる漁業以外の漁業をいう。）及び総トン数4トン以上の漁船による小型漁船漁業 ※1に掲げる漁業とは、 1 総トン数10トン以上20トン未満の漁船による太平洋さけ・ます流し網漁業をいう。
根室、歯舞、根室湾中部、別海、野付区域（根室漁業協同組合、歯舞漁業協同組合、根室湾中部漁業協同組合、別海漁業協同組合及び野付漁業協同組合の地区）	総トン数10トン以上20トン未満の漁船によるいか釣り漁業であって、歯舞漁業協同組合に所属する者が営む漁業